

お客さま 各位

株式会社紀陽銀行

普通預金規定等へ「休眠預金等活用法に係る条項」の追加のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

弊行では、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）が平成30年1月1日から施行されることに伴い、普通預金規定等に「休眠預金等活用法に係る条項」を追加いたしますので、お知らせいたします。

＜追加条項の内容＞

追加する条項は、追加前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。

追加する預金規定	追加する条項
普通預金規定 総合口座取引規定 貯蓄預金規定 納税準備預金規定	<ol style="list-style-type: none"> 1.（休眠預金等活用法に係る異動事由） <p>当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。） (2) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、） <ol style="list-style-type: none"> ①公告の対象となる預金であるかの該当性 ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 (3) 預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと (4) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと 2.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） <ol style="list-style-type: none"> (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 <ol style="list-style-type: none"> ①前記第1条の異動が最後にあった日 ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、 ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 <ol style="list-style-type: none"> ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

追加する預金規定	追加する条項
<p>通知預金規定 定期預金共通規定 ※定期預金共通規定は、「期日指定定期預金」、「自由金利型定期預金（M型）＜スーパー定期＞」、「自由金利型定期預金」及び「紀陽6カ月据置定期「自由自在」」に共通して適用する項目を記載したものです。</p> <p>変動金利定期預金規定 積立定期預金共通規定 ※積立定期預金共通規定は、「積立定期預金＜ライナー＞」及び「積立定期預金＜たくわえ＞」に共通して適用する項目を記載したものです。</p>	<p>1.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>(2) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>①公告の対象となる預金であるかの該当性 ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>(3) 預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>2.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①前記第1条の異動が最後にあった日 ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</p> <p>④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</p>

追加する預金規定	追加する条項
当座勘定規定 (一般当座用) (個人当座用) (専用約束手形口用)	1. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。 (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。） (2) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。） ①公告の対象となる預金であるかの該当性 ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ①前記第1条の異動が最後にあった日 ②当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。ます。 ③この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

追加する預金規定	追加する条項
紀陽銀行 インターネット支店 普通預金規定 定期預金規定	<p>1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>(2) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p> <p>①公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①前記第1条の異動が最後にあった日</p> <p>②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、</p> <p>④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</p>

以上